

## 平成30年北海道胆振東部地震による会長談話

本年9月6日未明、北海道胆振地方中東部を震源地とする最大震度7を記録する大地震が発生し、同日、道内すべての179市町村が災害救助法の適用を受けました。さらに、一時、北海道全域の約295万戸が停電するというこれまで想定していなかった事態が起きました。

この度の地震で亡くなられた方々には心から哀悼の意を表するとともに、ご遺族をはじめ被災された皆様に対して心よりお見舞いを申し上げます。液状化現象による家屋の倒壊などの直接の被害のほか、大規模停電による大量の食品、生乳の廃棄など二次的な被害が多く認められるところです。

幸い、一部を除き、道内の電力は復旧しましたが余震の可能性を含め今後の災害発生には十分ご注意くださいと思います。

北海道の一弁護士会として、北海道弁護士会連合会、道内各地の弁護士会と協力しながら、被災者の皆様への法的支援に取り組むとともに、自治体や士業団体との連携を深める等して平時での災害対策により一層力を入れていく所存です。

2018年9月10日

釧路弁護士会

会長 荒井 剛